

監査公表第 13 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり公表する。

平成 24 年(2012 年)12 月 12 日

彦根市監査委員 内 堀 喜代治

彦根市監査委員 西 川 正 義

定 期 監 査 結 果

1 監査の期日および対象

平成 24 年 11 月中に次のとおり実施した。

実地監査

監 査 期 日	監 査 対 象
11 月 8 日	城南小学校 ふたば保育園
11 月 14 日	高宮出張所 高宮地域文化センター 高宮幼稚園 高宮小学校
11 月 20 日	市民課 財政課 人権・福祉交流会館 広野教育集会所

書類監査

監 査 期 日	監 査 対 象
11 月 5 日	南中学校 城陽小学校 城陽幼稚園
11 月 12 日	稲枝支所 みずほ文化センター 稲枝西小学校 稲枝北小学校

1 1 月 2 9 日

鳥居本出張所 鳥居本地区公民館 鳥居本小学校 鳥居本中学校

2 監査の方法

各所属とも、平成24年度（平成24年9月末現在）における財務に関する事務の執行および経営に係る事業の管理について、対象所属から監査資料の提出を求めるとともに、関係職員の説明を聴取し、帳簿および関係書類について抽出により監査した。

3 監査の結果

ふたば保育園および財政課における資金前渡金処理状況について、精算時期を逸したものがあったため、今後、彦根市財務規則第57条に則り適正に事務処理をされたい。

人権・福祉交流会館における複写代については実績に基づき徴収し、会館使用に伴う冷房および暖房使用料については、彦根市地域総合センターの設置および管理に関する条例施行規則第12条に則り適正に事務処理をされたい。また、各種講座受講料の現金徴収取扱については、彦根市財務規則第25条および第31条に則り適正に事務処理をされたい。

学校給食実施校の学校給食費未納については、彦根市学校給食費の徴収方法等に関する事務処理要領に基づき、市長との連名による未納通知により納付を促し、納付が履行されるようにされたい。

各小学校および中学校の学校用務員の勤務時間については、恒常的に早朝の時間外勤務をさせる必要があるのであれば、正規の勤務時間の開始を早めるなどの方法を検討されたい。

各所属ともその他の事務事業の執行状況は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも事務処理には十分配慮され、適正かつ効率的な事務事業の執行に努められたい。
なお、軽易な改善事項については、その都度指摘し指導したので記述を省略した。